

府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、府中市桜が丘団地（以下「団地」という。）の販売を促進し、団地の定住人口を増加させるため、団地内に複数区画（2区画以上の土地をいう。以下同じ。）を購入する者に対し、市長が予算の範囲内において府中市桜が丘団地複数区画購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、府中市補助金交付規則（昭和57年府中市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 販売用地 府中市土地開発公社（以下「公社」という。）が販売する団地内の土地をいう。
- (2) 土地 公社が販売した団地内の土地をいう。

(補助金交付対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者（法人の場合は、同条第2号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員でない者であることとする。）であって、市町村民税及び税外収入金の滞納がないもの（個人の場合は、補助対象者及び補助対象者と同一世帯の全員に滞納がない者とする。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 販売用地を複数区画購入する者であること。
- (2) 土地を所有する者（以下「所有者」という。）で当該土地の他に販売用地を新たに購入するものであること。
- (3) 所有者の二親等以内の親族で販売用地を新たに購入する者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる

- (1) 前条第1号に定める者が、2区画以上購入する場合、最低価格の販売用地を除く販売用地価格の合計額の10分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

- (2) 前条第2号及び第3号に定める者が、1区画以上購入する場合、新たに購入する販売用地価格の合計額の10分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、販売用地に係る土地売買契約（以下「契約」という。）の締結後速やかに、府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 市町村民税等の完納証明書（個人の場合は、本人及び配偶者）
- (2) 所有者の二親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等で二親等以内の親族であることを証明する書類
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、府中市桜が丘団地複数区画購入補助金請求書（別記様式第3号）に販売用地購入を証する振込通知書の写しを添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助決定者に補助金を交付するものとする。
- 3 補助金の交付は、1契約につき1回限りとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第7条 補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、返還金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 虚偽又は不正の事実により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱及び交付の条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の趣旨に照らし、市長が不相当と認めたとき。

(報告)

第8条 市長は、必要と認めるときは、契約等に関し補助決定者に報告を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付申請書

府中市長 様

申請者 住所（所在地）

（名 称）

氏名（代表者名）

印

府中市桜が丘団地数区画購入補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 購入予定区画 (1) _____ 円
及び販売価格 (2) _____ 円
(3) _____ 円

2 交付申請額 金 _____ 円

3 既購入区画

4 3の所有者 住所（所在地）
（名 称）
氏名（代表者名）

5 添付書類

- (1) 市町村民税完納証明書（個人の場合は、本人及び配偶者）
- (2) 所有者の二親等以内の親族が販売用地を購入する場合は、戸籍謄本等二親等関係を証明する書類
- (3) その他理事長が特に必要と認める書類（誓約書）

【個人用】

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

誓 約 書

私は、次の事項について誓約します。

- 1 税外支払金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付要綱第7条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

【法人用】

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 所在地

名 称

代表者

⑩

誓 約 書

は、次の事項について誓約します。

- 1 税外支払金の滞納はありません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でない事業者であって、かつ、その代表者及び役員が同条第6号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、本物件の所有権を第三者に移転し、又は本物件を第三者に貸しません。
- 4 府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付要綱第7条の規定に該当し、補助金の返還を命じられた時は、これに従います。

別記様式第2号（第5条関係）

指令府監 第 号
年 月 日

府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付決定通知書

住 所（所在地）

（名 称）

氏 名（代表者名）

様

府中市長 小野 申人 印

年 月 日付で申請のあった府中市桜が丘団地複数区画購入補助金申請については、府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり交付します。

| | |
|-----------|-------------------|
| 購 入 予 定 地 | (1) (2) (3) |
| 交 付 決 定 額 | ¥ 円 |

1 交付条件

購入予定地の土地購入決済を行うこと。土地購入決済ができない場合は、この交付決定通知は取り消します。

年 月 日

府 中 市 長 様

申請者 住 所（所在地）
（名 称）
氏 名（代表者名）

㊞

府中市桜が丘団地複数区画購入補助金交付請求書

年 月 日付指令府監第 号により交付決定を受けた府中市
桜が丘団地複数区画購入補助金として、府中市桜が丘団地複数区画購入補助金要綱
第6条の規定により、次の金額を請求します。

- 1 請求金額 金 _____ 円
- 2 購入区画及び (1) _____ 円
購入価格 (2) _____ 円
(3) _____ 円
- 3 添付書類 販売用地購入を証する振込通知書の写し

振込先

| | | | | | | | | |
|--------------|-----------------------|--|--|--|--|--|--|---------|
| 振込先 金融機関名 | 銀行 農協・労働金庫 信用組合 | | | | | | | 店 支店 |
| 口座番号 | 当座・普通 | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | |
| 口座名義 | | | | | | | | |